○経済産業省告示第九十四号

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第一条の規定に基づき、同条に規定する経済産業大臣の認定について次のように定める。

平成二十九年四月七日

経済産業大臣　世耕　弘成

情報処理の促進に関する法律施行規則第一条に規定する経済産業大臣の認定について定める告示

第一条　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下「規則」という。）第一条に規定する経済産業大臣の認定は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、申請日において当該要件に係る事務に従事しなくなった日の翌日から起算して三年を経過している場合にあっては、この限りでない。

一　警察庁（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十五条に規定する警察庁をいう。）又は都道府県警察（警察法第三十六条第一項に規定する都道府県警察をいう。）のうちいずれか一の機関において、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情報技術の解析に関する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第六条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者であること。

二　自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊をいう。）において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第六条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると防衛大臣が認める者であること。

第二条　規則第一条に規定する経済産業大臣の認定を受けようとする者（この条において「申請者」という。）は、別記様式による申請書を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　前条第一号に掲げる事務に従事し、又は従事していた申請者　警察庁長官

二　前条第二号に掲げる事務に従事し、又は従事していた申請者　防衛大臣

2　前項各号に定める者は、同項の申請書を受け取ったときは、当該申請者が前条各号に掲げる要件に該当するか否かの判定及びその理由を記載した書面を添えて、経済産業大臣に申請書を送付しなければならない。

3　経済産業大臣は、申請者に対し、同条の認定をしたときはその旨を記載した書面を交付し、同条の認定をしないものとしたときはその旨を通知する。

附　則

この告示は、平成二十九年四月七日から施行する。

（別記様式）

情報処理安全確保支援士登録資格認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（申請者）
所属：
氏名（自署）：　印
生年月日：
住所：
電話番号：

情報処理安全確保支援士の登録資格の認定を受けたいので、情報処理の促進に関する法律施行規則第１条に規定する経済産業大臣の認定について定める告示第２条に基づき、下記のとおり申請します。

記

従事期間	勤務記録事項	従事年数
年　月　日 ～年　月　日		年　月
年　月　日 ～年　月　日		年　月
年　月　日 ～年　月　日		年　月
年　月　日 ～年　月　日		年　月
年　月　日 ～年　月　日		年　月
年　月　日 ～年　月　日		年　月
年　月　日 ～年　月　日		年　月

合計年数
年　月

備考１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２．勤務記録事項欄については、人事異動通知書等に記載された発令事項（所属、役職）のうち、情報処理の促進に関する法律施行規則第１条に規定する経済産業大臣の認定について定める告示第１条各号に掲げる要件に該当する事務のみを記載すること。

○国土交通省告示第三百二十五号

福岡空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　福岡空港　福岡県福岡市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成七年運輸省告示第五百九十四号を参照）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　三百四十五万六千百十六平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局福岡空港事務所において縦覧に供する。